



学校給食に関する手続きについて（中学校）



千葉市から学校で出される給食を提供するにあたり、必要な手続きを知らせます。

■ 提出書類

※千葉市立の学校以外から入学するときは、子供1人につき、それぞれ1枚を提出してください。

千葉市立の小学校・特別支援学校から入学する方は、次の(1)・(2)の書類は不要です。

※千葉市立の小学校・特別支援学校で給食費を口座振替で納付していた方は、これからも振替口座が利用されます。
口座振替の手続きをしていない方は、口座振替での納付に協力をお願いします。

(1) 学校給食申込書

学校給食の申込みと学校給食のお金の納入などを確認する書類です。必要なことを書いてください。

(2) 口座振替に関する書類（アまたはイのいずれか一つ）

学校給食費等は、口座振替により徴収をします。

金融機関の窓口またはインターネットのどちらかの手続きの後、いずれかの書類を学校へ出してください。

ア 金融機関の窓口での手続きのとき（19の指定の金融機関で、現在から手続きができます。）

- 「口座振替依頼書」（4枚複写）に必要な内容を書いて、金融機関の窓口へ出してください。
- 窓口で確認を受けた後、4枚目の「千葉市学校食費等口座振替承諾書」（学校控）を出してください。

イ インターネットでの手続きのとき（15の指定の金融機関で、現在から手続きができます。）

- 「学校給食費等Web口座振替申込み手続」の案内に書かれている、Webページから登録してください。
- 口座を登録した後、申込み手続の案内にある「Web口座振替手続完了届」に必要なことを書いて、出してください。

（1）及び（2）（※アまたはイのいずれか）の書類は、
令和7年4月8日（火曜日）までに学校へ提出をお願いします。

※口座振替の手続きを行わないときは、納付書により、金融機関など（コンビニではできません）から支払います。
また、学校給食費と同時に徴収する「学校徴収金」は、振込書により、振込手数料を負担して支払います。
振込の手数料がかからない、便利な口座振替による納付に協力してください。

■ 口座振替日（納付の期限）は年9回です。

学校給食費の口座振替は、年9回、次の表の振替日に行います。振替ができないときは、次の月の15日に
もう一度、振替を行います。通帳の残高が足りるようにしてください。
(25日・15日が、土曜日や、日曜日、祝日のときは、金融機関の次の営業日に振替を行います。)

期別	第1期(4月・5月分)	第2期(6月分)	第3期(7月分)	第4期(8月・9月分)	第5期(10月分)
口座振替日	6月25日	7月25日	8月25日	10月25日	11月25日
期別	第6期(11月分)	第7期(12月分)	第8期(1月分)	第9期(2月・3月分)	4/25、5/25、9/25は 口座振替が ありません。
口座振替日	12月25日	1月25日	2月25日	3月25日	

※口座振替は、給食費のほか、スポーツ振興センター共済掛金、学校徴収金の合計の金額で行います。

※通帳には、「チバシキュウショクヒトウ」または「チバシガッコウキュウショクヒトウ」と書かれます。

がっこうきゅうしょく かね おさめるきんがく めやす
■ 学校給食のお金を収める金額の目安です。

がっこうくぶん 学校区分	がくねんくぶん 学年区分	1食あたり 1しよくあたり (令和7年1月現在)	きごと めやす ひとつき20かい 期毎の目安 (ひと月20回として)	
			1き・9き (1期・9期)	2き・8き (2期～8期)
ちゅうがっこう / ちゅうとうきょういっくがっこうぜんきかてい 中学校 / 中等教育学校前期課程	こうとうとくべつしえんがっこう 高等特別支援学校	320 円	12,800 円	6,400 円
ようごがっこう 養護学校	ちゅうがくぶ / こうとうぶ 中学部 / 高等部	349 円	13,960 円	6,980 円

※学校・学年・月によって、給食の回数が変わるため、各期に納付する金額は違います。

※1食あたりの給食のお金は、物価が上がることなどで、変更することがあります。

がっこうきゅうしょく ていきょう と ふたたび はじ ないよう か
■ 学校給食の提供を、止める、再び始める、内容を変えたいとき

給食の提供を、「止める(食べない)」「再び始める」「内容を変える(給食の一部を食べない)」というように変えたいときは、次のとおり、前もって在籍(入学予定)の学校へ届出が必要です。変更の届が出されることで、給食のお金を納付する金額が変わります。

じじょう にちいじょうつづ きゅうしょく う ばあい びょうき にゅういん かいがい いちじかえ
○ 事情があり4日以上続けて給食を受けられない場合(病気による入院や海外へ一時帰るときなど)

食べ物のアレルギーなどによって、「①給食を食べない」「②牛乳が飲めない」「③牛乳しか飲めない」こととなるときは、学校に相談のうえ、「学校給食変更届」を出してください。

じじょう にちいじょうつづ きゅうしょく た ばあい びょうき にゅういん かいがい いちじかえ
○ 事情があり4日以上続けて給食を食べない場合(病気による入院や海外へ一時帰るときなど)

病気による入院や、短い間、千葉市外の学校に通うなどの事情で、続けて4日以上給食を受けられないときは、前もって、「学校給食変更届」を出してください。

てんこう ばあい
○ 転校をする場合

転校のため給食を止めるときは、前もって「学校給食変更届」を出してください。千葉市立の学校への転校するときは、転入した学校でも給食を始める内容で「学校給食変更届」を出してください。

※「学校給食変更届」の用紙は、学校で配っています。また、次のURLホームページからダウンロードもできます。

⇒「学校給食変更届 千葉市」で検索してください。

<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/kyushoku-tetsuduki.html>



「学校給食変更届」は、期日に余裕をもって出してください。入学前や転入前の提出もできます。

給食を始める・変える・止めるときは、食材の注文の数を変えます。望む日の5日前(土・日等を除く)までに出してください。

届出が遅れたときは、望む日から変えることができませんので注意してください。



■ 生活保護や就学援助の対象の場合、第3子以降学校給食費無償化を受ける場合

生活保護を受けている世帯、または就学援助を受けているときは、学校給食のお金の支払いはありません。
この他に「第3子以降学校給食費無償化制度」を受けているときも、学校給食のお金の支払いはありません。
「就学援助」または「第3子以降学校給食費無償化」に当てはまる方や申し出の方法は、それぞれ「就学援助制度のお知らせ」「千葉市第3子以降学校給食費無償化制度について」の案内をお読みください。

■ 学校の給食のお金に関わる文書について

お配りする文書	内容	配る時期
①学校給食費 納入額決定通知書	給食のお金の1年間の支払い金額と各期の支払い金額を知らせます。 参考に、スポーツ振興センター共済掛金と学校徴収金の金額も知らせます。	まいとし6がつちゅうじゅん 毎年6月中旬
②再振替の お知らせ	振替の口座から引落しができなかったときに、再び振替を行うことを知らせます。	しょがいふりかえび かくき25にち 初回振替日(各期25日) やく10にちご の約10日後
③督促状 (納付書)	再び振替ができなかったときや、期限までに支払われないときに、納付書による支払いを知らせます	おさ きげん 納める期限になったとき から40日以内
④学校給食費 精算額決定通知書	年間の学校給食のお金の精算を行い、第9期の納付額が変更となったときに、あてはまる人だけ知らせます。	3がつちゅうじゅん 3月中旬 (精算があるとき)

①、②、④の文書は、封筒に入れて、学校から子供を通して渡します。夏休みなどや卒業した後、また、③の文書は郵便で送ります。

※この他、千葉市役所納付推進センターから、電話による再振替のお知らせ等を行うことがあります。

児童手当からの徴収に関する同意について

学校の給食のお金の支払いが、長い間遅れているとき、児童手当から給食費を徴収することがあります。
「学校給食申込書」の「児童手当に係る徴収等に関する同意書」の欄に、記入をお願いします。児童手当からの徴収はすぐには行いません。支払っていないものがあるときは、速やかに支払いをお願いします。

■ 私立学校等へ入学を予定する方は・・・

千葉市立中学校や中等教育学校、特別支援学校ではなく、他の学校に入学する予定のときは、手続きは不要です。
予定が変わり、千葉市立の学校に入学することになったときは、速やかに手続きを行ってください。

お問い合わせ先

お子さんが通われる学校、または千葉市教育委員会
保健体育課(口座振替・学校給食費関係)
電話 043-245-5909
メール kyushoku-kokaikei@city.chiba.lg.jp
学事課(学校徴収金関係)
電話 043-245-5928
メール gakuji.EDS@city.chiba.lg.jp